

三重県いじめ対策審議会条例

平成二十六年三月二十七日
三重県条例第七号

三重県いじめ対策審議会条例をここに公布します。

三重県いじめ対策審議会条例

(設置)

第一条 いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号。次条において「法」という。)第十四条第三項の附属機関として、三重県いじめ対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、法第十二条に規定する地方いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下この条及び第四条において「いじめの防止等」という。)のための対策に関し、次に掲げる事項を行い、及び当該事項について教育委員会に建議する。

- 一 いじめの防止等のための調査研究
- 二 県立学校における法第二十四条に規定する調査
- 三 県立学校における法第二十八条に規定する調査
- 四 その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員六人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、教育委員会がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第四条 委員は、法律、医療、心理、福祉又は教育に関する専門的な知識又は経験その他のいじめの防止等に関し必要な学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。